

第22期 新潟市文化財保護審議会

第2回会議 次第

日時 平成27年3月25日(水)

午後2時～4時

会場 新潟市歴史博物館(みなとぴあ)

1 開会

2 歴史文化課長挨拶

3 議事

<協議事項>

- (1) 平成27年度文化財保護調査について

<報告事項>

- (1) 旧齋藤氏別邸庭園の国名勝指定について
- (2) 白根大風合戦の新潟県指定とそれに伴う市指定解除について
- (3) 古津八幡山古墳の整備及び遺跡の全面オープンについて
- (4) 角兵衛獅子囃子の復元について

<その他>

4 閉会

5 新潟市歴史博物館企画展

「収蔵品展 ～新聞とにいがた～・新収蔵品展」観覧

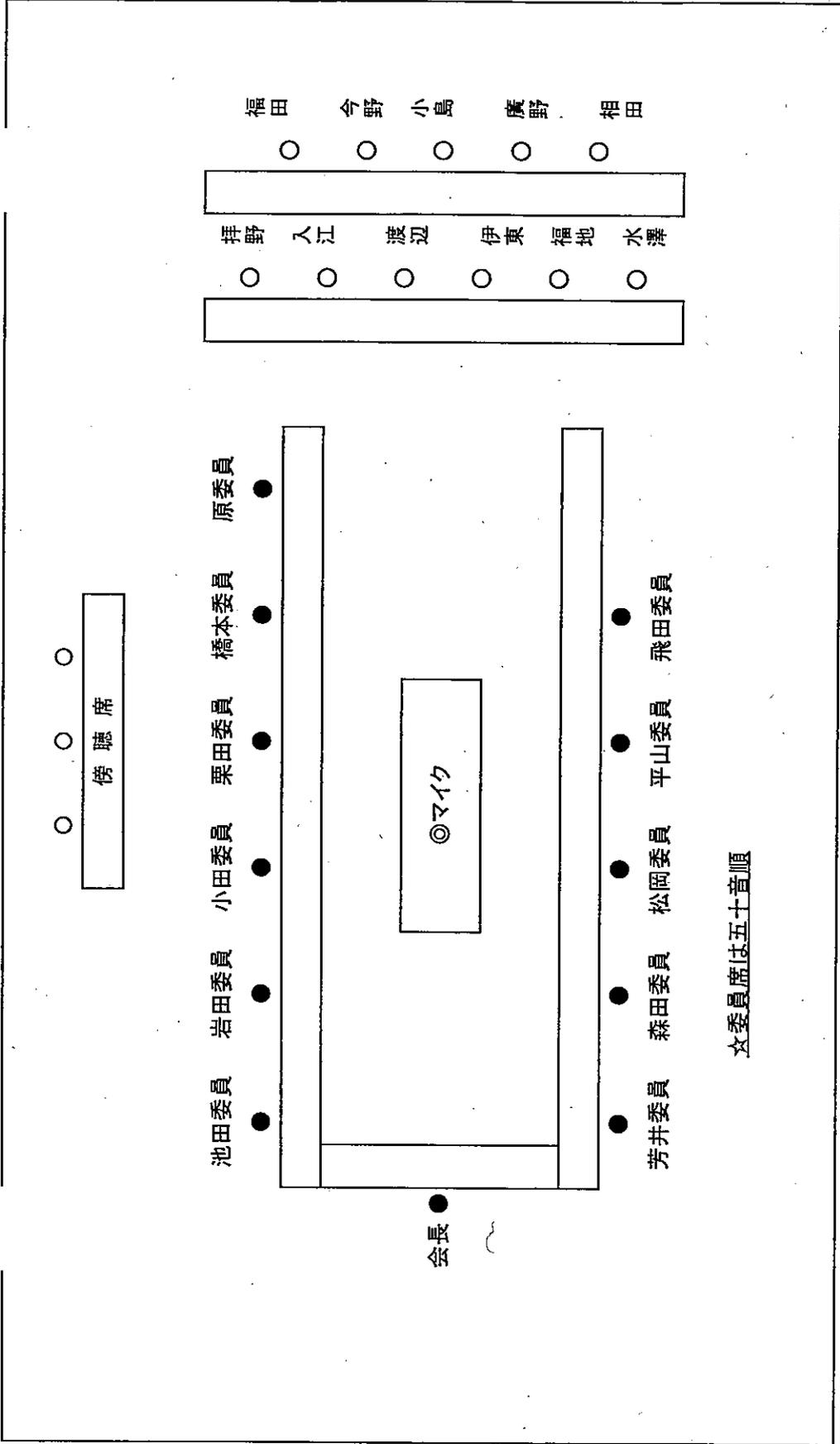
第22期新潟市文化財保護審議会 第2回会議 会場図

平成27年3月25日(水) 午後2時～午後4時

新潟市歴史博物館 2階セミナ一室

出入口

出入口



☆委員席は五十音順

協議事項

今後の新潟市文化財保護調査について（案）

1 概要

分野別に2年計画で指定候補物件を絞るための調査を行う。調査の対象物件については、過去行われた調査や現在ある情報を活用する。また博物館・文化財センター等と連携し、調査物件のリストを作成し調査を行う。

【基礎（確認）調査】→【指定候補物件調査】→【新規文化財指定】
限られた予算の中でできる範囲のことから進めていく。

2 平成27・28年度調査予定

年 度 分 野	平成27年度	平成28年度
建造物	近代和風建築総合調査（県国庫補助事業）への協力	近代和風建築総合調査（県国庫補助事業）への協力
絵画，彫刻	市内に存する美術工芸品の確認調査	市内に存する美術工芸品の確認調査
古文書，書跡，典籍	金津中野家文書調査	金津中野家文書調査
考古資料	市内発掘調査において出土した遺物等を中心に指定候補リストを作成	市内発掘調査において出土した遺物等を中心に指定候補リストを作成
有形民俗	市内に存する有形民俗資料の指定文化財候補リスト作成	市内に存する有形民俗資料の指定文化財候補リスト作成
無形民俗	民俗芸能調査 3～5件程度	民俗芸能調査 3～5件程度
史跡	新津油田金津鉱場調査	新津油田金津鉱場調査
名勝（庭園）	庭園調査（5～10件）	庭園調査（5～10件）
天然記念物		「居村お茶山椿群落」調査

3 基礎調査について

(1) 基礎調査は、新潟市内に所在する文化的所産の現状を把握するとともに、新潟市文化財新規指定候補物件を選ぶことを目的とする。

※国・県・市の指定文化財は調査対象としない。過去に報告書が出されているものについては、前回調査後の変容の確認の意味から調査対象とする。

(2) 基礎調査は、新潟市文化財保護審議会委員へ依頼、もしくは研究機関等へ委託して実施する。

(3) 基礎調査は2カ年を一つの区切りとして、調査物件数を調整する。物件数が多い

いなど2カ年では終了しない場合は、分野の中で細区分を設けて、別調査として実施する。

※予定していた期間内に調査が終わらない場合、予算面等から、調査期間延長または調査打ち切りを判断する。

4 指定候補物件調査

指定候補物件調査は、新潟市文化財新規指定候補物件について、詳細なデータ、歴史的な背景等を把握することを目的とする。

*上記のスケジュールは、調査の進み具合や予算に応じて変更することがある。

*上記のスケジュールに載っていない分野については、今後、調査年度を検討する。

5 基礎調査依頼

分 野	依頼先 (案)	審議会担当
建造物	専門業者, 長岡造形大, 新大	平山
絵画, 彫刻, 工芸品	審議会委員 (松岡, 岩田)	松岡, 岩田
書跡・典籍, 古文書, 歴史資料	歴史文化課 (歴史資料整備室)	原, 芳井
考古資料, 史跡	新潟市文化財センター	橋本
有形民俗	新潟市歴史博物館	池田
無形民俗 (民俗芸能)	審議会委員 (小田)	小田
名勝 (庭園)	審議会委員 (飛田)	飛田
天然記念物 (植物)	審議会委員 (森田)	森田
天然記念物 (鉱物)	審議会委員 (栗田)	栗田

*【書跡・典籍, 古文書, 歴史資料】及び【考古資料, 史跡】については、歴史資料整備室及び新潟市文化財センターが、日常業務の中から指定候補物件を選定し提案する。

*新潟市歴史博物館は、館の事業として調査研究を進める中で指定候補にふさわしいものを発見した場合、上記のスケジュール等にとらわれず、指定候補物件として提案する。

6 その他

(1) 建造物については、平成27年度国登録予定物件の調査予定あり。その他、県建築士会のヘリテイジマネージャー研修会場は旧武田家住宅の予定。

(2) 天然記念物の樹木については、既市指定物件の樹勢確認調査予定。

報告事項(1)

旧齋藤氏別邸庭園の国名勝指定について

「旧齋藤氏別邸庭園」が正式に国の名勝に指定された(平成27年3月10日
文部科学省告示第39号)。

また、名勝指定に伴い、同日付けで国の登録記念物の登録は抹消された(文部科
学省告示第47号)。

※次頁参照

今後は、指定後の庭園を適切に保存管理していくための検討を行っていく。
(保存管理計画策定委員会の立ち上げ→同計画の策定)

指定までの経緯

平成25年3月27日 「旧齋藤氏別邸庭園」として国の登録記念物
(名勝地関係)となる。
※同月「旧齋藤氏別邸庭園保存管理・整備基本計画」
を策定、その後、名勝指定に向け準備を進める。

平成26年7月 名勝指定について意見具申
(市教委→文部科学大臣)

10月 文部科学大臣が文化審議会へ諮問

11月21日 文化審議会が文部科学大臣へ答申

平成27年3月10日 指定の官報告示

※指定通知はそれ以降

○文部科学省告示第三十九号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
 平成二十七年三月十日
 文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	地 域
旧齋藤氏別邸庭園	新潟県新潟市中央区西大畑町 同 西大畑町字大道	五七六番二、五七六番三、五七六番四、五七六番五、五七六番六、五七六番七、五七六番八、五八三番一、五八三番五

○文部科学省告示第四十七号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
 平成二十七年三月十日
 文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	関 係 告 示
旧齋藤氏別邸庭園	新潟県新潟市中央区西大畑町	平成二十五年文部科学省告示第四十九号

白根大凧合戦の新潟県文化財指定について

1 指定内容

種 別：新潟県無形民俗文化財（風俗・慣習）
名 称：「越後の凧合戦習俗」（3つの合戦を一括指定）
所 在 地：南区白根・西白根、三条市上須頃、見附市今町・長岡市中之島
保護団体：白根凧合戦協会、三条凧協会、今町中之島大凧合戦協会

2 指定理由（指定の概要）

- (1) 信濃川水系の3地域で、川に吹く風を巧みに利用し凧合戦が行われ、歴史や産業と深く関わり合いながら受け継がれてきたものである。
- (2) 旧暦の端午の節句の6月上旬の時期に勝敗を決する合戦を行う共通性があり、凧の形状や合戦方法はそれぞれが特徴的で独自性を保っている。
- (3) 凧は伝統的な素材を用い、絵付けや骨組みなど多様な技術の集約と伝承の上で多くの人に関わり製作され、地域社会の形成や維持に不可欠なものとなっている。

3 白根大凧合戦のこれまでの経緯と市指定の解除について

- (1) 白根凧合戦協会などの要望を受け、新潟県教育庁文化行政課長に平成20年に要望書を提出、平成23年に再度要望し協議。
平成22年6月と平成26年5月に新潟県文化財保護審議委員による調査が行われた。
- (2) 県指定に伴い新潟市指定は解除

4 白根大凧合戦について

平成5年7月 白根市文化財指定（平成17年3月新潟市文化財指定に継承）
種 別：無形民俗文化財、名 称：「白根大凧合戦」

開催時期： 毎年6月上旬
開催場所： 「凧見橋」～「白根橋」間の両岸堤防上
参加する組： 町内（自治会）単位で組織 白根側6組、西白根側7組
凧の形状： 大凧：角凧（長方形）7m×5m、巻凧：六角凧2.8m×2.2m
凧の糸： 麻糸 直径20～25mm
合戦のルール： 綱を絡めて凧を川に落とし、綱を引き合う。制限時間内に綱を切った方が勝ち。

中ノ口川（川幅約 80 メートル）の両岸から、畳 24 枚大の大凧を数個ずつ揚げ、直径 3 cm の麻縄を空中で絡ませて川に落とし、相手の凧網が切れるまで引き合う。

始まりは、元文 2（1737）年との言い伝えがあるが定かではない。弘化 4（1847）年の芙蓉山人による「白根紙鳶合戦見聞録」（市指定文化財）が白根大凧合戦についての最古の記述である。明治 44（1911）年オーストリアのレルヒ少佐がこの合戦を観戦し優勝旗を寄贈した。これが契機となり白根凧合戦協会が結成され、優勝制度が生まれた。巻凧（六角凧）は大正時代から揚げられるようになった。昭和 19～22 年戦中戦後により休止。昭和 23（1948）年復活。平成 25 年アメリカ合衆国「世界凧博物館」に殿堂入り。

5 三条イカ合戦について

会場はもともと信濃川支流の五十嵐川河川敷であったが、現在は下須頃。凧の形状は巻いて収納可能な六角凧。合戦は、相手の凧糸を切ったり相手を落とそうとしたりするが、その結果によって点数が決定する。相手の糸を切るための「ワニ」、糸を絡みとる「カラ」を使用する。慶応 2 年（1866 年）、三条町が節句の凧揚げで賑わっていた様子が記録として残存する。凧と書いて「いか」と呼ぶ。

6 今町中之島凧合戦について

会場は信濃川支流の刈谷田川を挟んで見附市今町地区と長岡市中之島地区の間で行われる。凧の形状は六角凧。合戦は、両岸から凧を揚げて絡ませ、凧糸が切れるまで引き合う。無風の時は「地絡め」を行う。「キャラ」とよばれる凧を操作する滑車を用いる。天明年間刈谷田川の築堤の地固めとして、行われた伝承がある。



大凧を揚げている様子



綱を引いているところ



大凧を運ぶ様子



左：白根 右西白根（旧味方村）



凧を絡めている様子



絡んだ凧を両岸から引っ張る

国指定史跡 古津八幡山遺跡の全面公開について

平成24年4月暫定オープンした国指定史跡の古津八幡山遺跡は、このたび新潟県最大級の古津八幡山古墳の復元工事が完成しましたので、4月17日に全面公開します。

1. 公開期日 平成27年4月17日(金) 午前11時～
2. 場所 秋葉区古津 花と遺跡のふるさと公園内
3. 全面公開の見どころ
 - (1) 県内で初めて復元整備された直径60mの巨大な円墳の大きさを体感し、つくられた当時に思いを巡らせることができます。
 - (2) 信濃川、阿賀野川の下流域に広がる蒲原平野の王墓にふさわしく、頂上部からは平野を一望できます。
 - (3) 弥生時代の高地性環濠集落の竪穴住居などに加え、古墳が公開され、弥生時代から古墳時代への変遷を一つの遺跡で見ることができます。
 - (4) 全面公開に合わせ記念企画展を弥生の丘展示館、文化財センター、新津美術館の3館で同時開催します。
4. 観覧料 無料

※4月17日(金)午前10時30分から開場式を予定しています。

平成 25・26 年度古津八幡山遺跡復元整備工事の概要

①古津八幡山古墳の墳丘・周濠

平成 23～25 年度の確認調査成果にもとづき古津八幡山古墳の墳丘・周濠の復元を行った。基本設計で「復元的整備に伴う造成は原則として現況地盤の上で行う工事とし、盛土を原則とする。」とある方針に従い、古墳及びその周辺は現況地盤を壊さない方針のもと、古墳については確認調査で復元された当時の墳丘面より基本的に 1 m 高く盛土を行い復元した。

②弥生時代の環濠

古墳の北側から東側にかけて存在する弥生時代の環濠（外環濠 A・B・D）は、遺構において弥生時代と古墳時代との混同を避けるために園路（一部枕木階段）での標示とした。

③植栽

造成を行った部分は土砂の流出を防止するため、古墳の斜面にコグマザサを、それ以外の全面に芝を貼った。

④階段

斜面部 7 か所に枕木階段を設置した。

⑤サイン

古津八幡山古墳説明用の案内板（45×120cm）1 基と周濠・環濠説明用の遺構名称板（30×30cm）5 基を設置した。弥生時代の遺構と古墳時代の遺構が両方とも復元されている地区なので、来訪者の誤解がないようにこれらのサインで説明を行っている。なお、視界を遮るような構築物は極力造らないように努めており、案内板は既存のものより低い台座の仕様としたほか、遺構名称板はこれまで同様地面と同じ高さで設置した。

⑥雨水排水

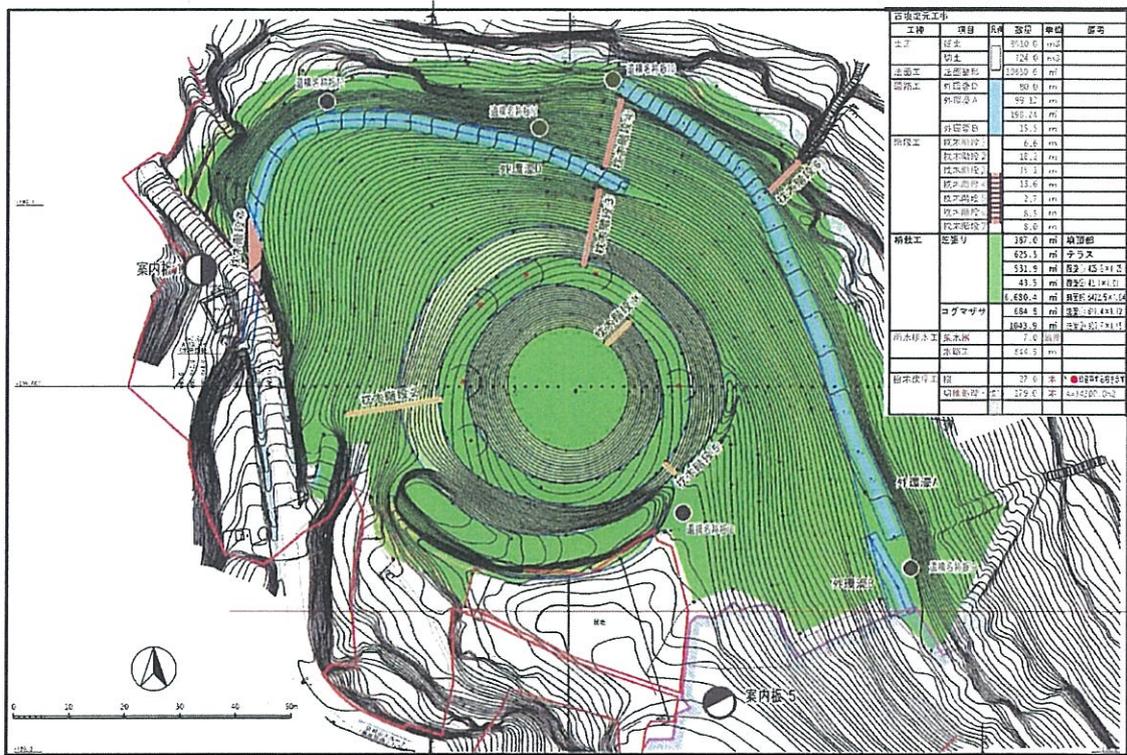
雨水排水は大きく 3 路線がある。古墳から北西方向の尾根筋へ向かう路線、古墳南西側の周濠から南西側入口部へと向かう路線、古墳東側に位置する外環濠 A の園路へとつながる路線があり、前 2 つは市道の側溝へ集約され、3 つ目は北側の杉林へと排水されている。

表 平成 25・26 年度の復元整備工事工程表

整備工事内容	平成25年度												平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮設工事 (工事用道路設置・撤去)																								
造成工事 (盛土・切土・法面整形)																								
園路工事 (外環濠A～D)																								
雨水排水工事 (集水溝・集水管)																								
階段工事																								
間伐・切株処理																								
植栽工事																								
サイン工事																								
(第19次確認調査)																								



古津八幡山遺跡全体図



復元整備後平面図



復元整備後の古津八幡山古墳



復元整備後の古津八幡山遺跡

角兵衛獅子囃子の復元事業について

1 事業の概略

月潟に伝承する「角兵衛獅子」は、昭和11年に一度復活したものの、昭和50年代に囃子方の渡辺寅之助氏が他界された後は囃子の伝承が途絶え、テープでの公演を余儀なくされた。以来、生演奏のお囃子で角兵衛獅子を舞うことが、月潟地区民の悲願となっていた。そこで角兵衛獅子伝承活動実行委員会では、平成24年度より「特色ある区づくり事業」を活用し、3年にわたり囃子の復元作業を行うこととした。

事業にあたっては、上越教育大学名誉教授の茂手木潔子氏を監修に招き、多角的にご指導いただいた。第一段階として、角兵衛獅子保存会会長の土田佳世子氏の指導のもと、元栃尾市博物館館長で民俗芸能研究者の近藤忠造氏の著作『郷土芸能 角兵衛獅子』（平成9年3月 月潟村教育委員会発行）を元に当時の太鼓を復元。第二段階は邦楽囃子鳳聲流の鳳聲晴久氏に、残された音源からの囃子復元と手附譜の作成を依頼した。

平成25年2月からは、鳳聲晴久氏の指導のもと地元有志による熱心な練習が始まり、平成25年、26年の月潟祭りでは囃子の一部披露を行った。現在は舞の伴奏ができるまでとなり、囃子は36年ぶりに復活しました。そこで平成27年3月22日に囃子復元報告会を開催し、「本来の角兵衛獅子」を披露した。

*囃子方 笛=4名、太鼓=7名（うち1名は重複。実員10名）

2 角兵衛獅子について

平成25年4月15日、新潟市無形民俗文化財指定。

その起こりは不明である。水害に苦しむ村人が、収入を得るため子供を連れて獅子舞を見せて歩いたのが始まりといわれているが、そのほかにも言い伝えは様々ある。江戸末期に隆盛を極めたものの、明治に入りその性質（幼童の旅稼ぎや至難の曲芸）から児童虐待だと世間から冷たい目で見られるようになった。また義務教育の制度化（明治5年）などもあり姿を消した。

昭和8年、経験のある3名を囃子方、料亭の芸子さんが舞うという形で復活させ、そこに集まった人たちで角兵衛獅子保存会を結成した。

昭和34年、青柳良太郎月潟村長は、角兵衛獅子のもつ高い芸能性を子ども達に受け継いでもらおうと子ども達に稽古をさせるようになった。その後は全国芸能大会に参加したり、昭和47年には天皇皇后両陛下の前で披露もした。

昭和54年囃子方の渡辺寅之助氏が亡くなってからは、生前に録音したテープをバックに子ども達は舞うこととなった。今もこのスタイルで行われており、生のお囃子で角兵衛獅子を舞うことが、月潟地域の悲願となっていた。



残されていた太鼓



復元した太鼓



囃子方 太鼓と笛



五線譜への採譜



生の囃子にのせて演技